

ACSV MONTHLY LETTER

● 医療費控除について③

医療費控除の個別的なポイントを説明します。

・ 入院費用

差額ベッド料金は、診療を受けるために通常必要なものは対象となりますが、自己都合により個室を利用する場合等は対象外です。なお、入院患者の食事代は、入院費用の一部であり、通常必要なものは対象となります。

・ 寝たきりの人のおむつ代

6ヶ月以上にわたり寝たきりであり、医師により発行された「おむつ使用証明書」を添付した場合は対象となります。

・ 松葉づえや車いす

診療を受けるために直接必要なものでなければ対象となりません。したがって日常生活のみに必要な器具の購入費用等は対象外となります。

・ 出産帰省旅費

診療を受けるために通常必要な通院費は対象となりますが、出産のために実家に帰省する旅費等については対象外となります。

・ タクシー料金

公共交通機関等の利用ができない場合は対象となります。

・ ガソリン代、駐車料

自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金は対象外です。

・ 付添人、家族の交通費

通院のための付添人等の交通費は、患者を一人で通院させることが危険または困難な場合は対象となります。なお、入院患者等の世話をするための家族の交通費は対象外です。

・ 海外で支払った医療費

海外旅行等で現地の医師に支払った治療費も対象となります。

・ 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」

医療費の領収を証する書類には該当せず、領収書原本の添付が必要となります。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
10月	個人住民税納付（第3期）	
11月	所得税予定納付（第2期） 個人事業税納付（第2期）	減額申請ができます。

（注） 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。